5　俸給等の支給及び支給割合は、前項に規定する場合のほか、派遣先報酬等の額又は俸給等の額の変動があった場合において、俸給等の年額が派遣前給与の年額から派遣先報酬等の年額を減じた額を超えるときその他特に必要があると認められるときは、第一項及び第三項の規定の例により、俸給等の支給割合を変更し、又は俸給等を支給しないものとする。

6　前項の規定により俸給等の支給割合を変更した場合における第四項の規定の適用については、「派遣職員に係る派遣の期間の初日（第二項の規定により俸給等を支給されることとなった場合にあっては、当該支給されることとなった日）」とあるのは、「派遣先報酬等の額又は俸給等の額の変動があった日」とする。

（派遣職員の職務復帰時における給与の取扱い）

第十一条　派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）第二十条の規定にかかわらず、人事院の定めるところにより、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

第十二条　派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その派遣の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日（規則九―八第三十四条に規定する昇給日をいう。以下この項において同じ。）又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

2　派遣職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事院と協議して、その者の号俸を調整することができる。

（報告）

第十三条　派遣職員は、任命権者から求められたときは、機構における勤務条件及び業務の遂行の状況について報告しなければならない。

2　任命権者は、人事院の定めるところにより、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度内において福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定により派遣されている期間のある職員の派遣の期間並びに機構における地位、業務内容及び特定業務に係る報酬等の月額等の状況並びに同項の規定による派遣から当該年度内に職務に復帰した職員の当該復帰後の処遇等に関する状況について、人事院に報告しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員に関する読替え）

2　給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員に対する第十条第一項の規定の適用については、同項中「ものとして」とあるのは、「ものとし、給与法附則第八項の規定及び同項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定の適用があるものとして」とする。

人事院は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十二号）の施行に伴い、及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等に基づき、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年五月十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―七〇

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則

（人事院規則一―〇の一部改正）

第一条　人事院規則一―〇（規則の法的根拠）の一部を次のように改正する。

第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

（人事院規則一―三四の一部改正）

第二条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

第二条中「自己啓発等休業法」の下に「、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）」を加える。

別表の二十の表平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法の項の前に次のように加える。

福島復興再生特別措置法	第四十八条の二第一項の要請の文書等	派遣の終了した日　三年
	第四十八条の三第一項、第四項又は第五項の同意の文書等	
	第四十八条の三第一項の取決めの文書等	
	第四十八条の三第五項の申出の文書等	

別表の二十の表に次のように加える。

規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）	第十二条第二項の協議に関する文書等	取得の日　五年
	第十三条各項の報告の文書等	取得の日　三年

（人事院規則一―三八の一部改正）

第三条　人事院規則一―三八（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「自己啓発等休業法」の下に「、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）」を加える。

（人事院規則一―四五の一部改正）

第四条　人事院規則一―四五（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例）の一部を次のように改正する。

第一条中「自己啓発等休業法」の下に「、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）」を加える。

（人事院規則一―六四の一部改正）

第五条　人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）の一部を次のように改正する。

第三条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定により派遣されている職員

（人事院規則一―六五の一部改正）

第六条　人事院規則一―六五（職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣）の一部を次のように改正する。

第三条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定により派遣されている職員

（人事院規則二―三の一部改正）

第七条　人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第八号」を「第九号」に、「第七号」を「第八号」に、「第九号」を「第十号」に改め、第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣制度に関すること。